

西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響のため利用者数の大幅な減少が見込まれる中でも、市民生活の維持を目的として、密集及び密接に配慮した運行を継続する路線バス事業者に対して交付する路線バス運行継続支援奨励金（以下「奨励金」という。）について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態措置を実施すべき期間 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言において、緊急事態措置を実施すべき期間と示された期間のうち、緊急事態措置を実施すべき区域に兵庫県が含まれている期間をいう。
- (2) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 路線定期運行 路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。
- (4) 運行単価 「令和2年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について」（令和元年5月15日付国自旅第8号）において定められた西宮市に適用される地域キロ当たり標準経常費用をいう。

(交付対象期間)

第3条 奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、緊急事態措置を実施すべき期間の令和2年4月7日から同年5月21日までとする。

(交付対象事業者)

第4条 奨励金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、令和2年4月7日時点において、次の各号に掲げる条件を全て満たす路線バス事業者とする。

- (1) 公益社団法人兵庫県バス協会の乗合会員であること
- (2) 西宮市内で路線定期運行（高速バス路線を除く。）を行っていること
- (3) 西宮市内に複数の停留所（高速バス路線を除く。）を有していること

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、交付対象期間に市民生活の安定を図るため、交付対象事業者が十分に感染拡大防止策を講じつつ、業務を継続するとともに、密集、密接を避けるため、利用者数に対して余裕をもった便数での運行を行ったと市長が認めた場合に交付する。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、交付対象事業者が、西宮市内で路線定期運行（高速バス路線を除く。）を行う系統のうち、交付対象期間に運行している系統数に21万円を乗じて得た額、又は、運行単価に余裕をもった運行距離（交付対象期間における西宮市内の運行距離から、前年同時期における西宮市内の運行距離に利用者数の対前年同時期比を乗じて得た距離を引いた距離をいう。）を乗じて得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 交付対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 交付対象期間における感染拡大防止策がわかる書類
- (3) 交付対象期間における利用者数の対前年同時期比がわかる書類
- (4) 交付対象期間における西宮市内のバス運行系統数がわかる書類
- (5) 交付対象期間及び前年同時期における西宮市内のバス運行距離がわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、奨励金の交付の適否及び奨励金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは、その理由を付して奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付請求書に奨励金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(4) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき

(関係書類の保存)

第 11 条 交付事業者は、奨励金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、当該帳簿及び奨励金の経理に関する証拠書類を奨励金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条及び第 11 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

奨励金交付申請書

令和 年 月 日
(年)

西 宮 市 長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 奨励金交付申請額

金 円

2. 添付書類

- (1) 事業概要書
- (2) 交付対象期間における感染拡大防止策がわかる書類
- (3) 交付対象期間における利用者数の対前年同時期比がわかる書類
- (4) 交付対象期間における西宮市内のバス運行系統数がわかる書類
- (5) 交付対象期間及び前年同時期における西宮市内のバス運行距離がわかる書類

以上

様式第2号（第8条関係）

奨励金交付決定通知書

西交計指令第 号
令和 年 月 日
(年)

様

西宮市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金については、西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することと決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1. 奨励金交付決定額

金 円

2. 交付条件

3. 備考

以上

様式第3号（第8条関係）

奨励金不交付決定通知書

西交計指令第 号
令和 年 月 日
(年)

様

西宮市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金については、西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、交付しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1. 不交付の理由

2. その他

以上